

第4章

施策の内容

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」

① 市町村地域福祉計画の実践支援

1 経緯・現状

地域福祉を推進していくためには、地域住民、NPO、福祉関係事業者、民間企業、行政が相互に協力し合い、地域の課題解決にかかる方向性を整理し、施策を体系化した地域福祉計画を策定することが重要です。

そこで県では、県内全市町村における計画策定を目指して、策定趣旨やその必要性の普及とともに、策定方法に関する研修会や個別相談などの支援を行ってきました。

その結果、平成24年度には、県内すべての市町村において地域福祉計画が策定されました。

今後は、順次、各地域福祉計画が改定される予定です。

■市町村計画の策定状況

(市町村数)

年度	～H20	H21	H22	H23	H24	H25 予定	合計
[第一期] 計画策定市町村	36	4	1	0	1	—	42
[第二期] 計画策定市町村	4	4	1	3	9	9	30
[第三期] 計画策定市町村	—	—	—	—	—	4	4

※ 平成26年2月 県まとめ

2 課題

市町村地域福祉計画は、その実現に向けて実効性を高めていく必要があります。地域福祉の主体である住民など（地域住民、自治会、NPO、ボランティア団体、福祉関係者・団体、民間企業など）は、地域福祉の担い手であると認識することが重要です。そのうえで、個人の尊厳の保持を基本に、個性や価値観などの差異や多様性を認めあう地域住民の相互の心のつながりと、そのために必要なシステムを構築する必要があります。

3 方針

地域により地理的な状況や住民のつながりの程度、住民の認識、NPOや福祉関係団体・民間企業の地域とのかかわりの程度は異なります。また市町村によって、公的サービスで行うべきと考える地域福祉の範囲も異なります。

県では、このような多様な形態による住民同士のつながりを促進するため、各市町村が進める地域での支え合い活動の発展についての考え方を尊重し、自主的な地域福祉計画の達成を支援します。

- 地域住民によるさまざまな地域での支え合い活動の事例を紹介し、各地域にあった取組方法を提案します。
- 市町村ごとに地域での支え合い活動の発展についての考え方やその他地域福祉の推進の方法を確認し、個々の市町村の実情に応じたきめの細かい支援（ヒアリング）を行います。
- 県、市町村、市町村社会福祉協議会などからなる圏域ごとの「地域福祉推進協議会」による活動を推進し、地域課題の解決に向けた検討会や情報交換の場を提供します。
- 地域ニーズを的確にとらえ、実効性の高い地域福祉計画の策定（改定）のために、地域におけるネットワーク構築のための福祉懇談会・座談会の開催を促進します。

② 地域での支え合い活動の発展支援

(ア) 地域で支え合う仕組みづくりに向けた支援

1 経緯・現状

地域での支え合い活動とは、地域住民それぞれが日常生活のちょっとした手伝いを行うことで、一人ひとりの悩みや困っていることをみんなで考え、解決に導くための活動です。

県では、第二期岐阜県地域福祉支援計画（計画期間：平成21年4月～平成26年3月）において、「見守りネットワーク活動」「要援護者支援マップづくり」「ふれあいサロン活動」「配食サービス」「助け合い（生活支援）活動」「宅幼老所の運営」の6つのサービスを制度外サービスの具体的な事例として示し、地域での支え合い活動を推進してきました。

どのサービスにおいても、この5年間で活動の実施率は増加し、その整備・充実についてある程度の成果は得られたものと考えられます。（5年間の成果と課題については93～95ページ参照）

2 課題

各地域で、地域での支え合い活動の実施率は増加しているものの、県民アンケート（平成25年7月実施／詳しくは98～103ページ参照）において、お住まいの地域に何らかの「地域支え合い活動」があると回答した人は半数程度にとどまり、45%の人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答しています。

一方で、約8割の人が「地域支え合い活動が必要」と回答しています。また、約6割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。

公的なサービスによる支援は、高齢者や障がい者、子育て世代など幅広く行われていますが、公的制度の隙間を埋める「ちょっとした手伝い」のニーズは、今後ますます増加すると考えられます。

また、地域住民において、地域での支え合い活動が広がり始めた今、その普及・拡大のため地域住民の意欲や活力を具体的な活動につなげることが重要です。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、さまざまな方面から、地域

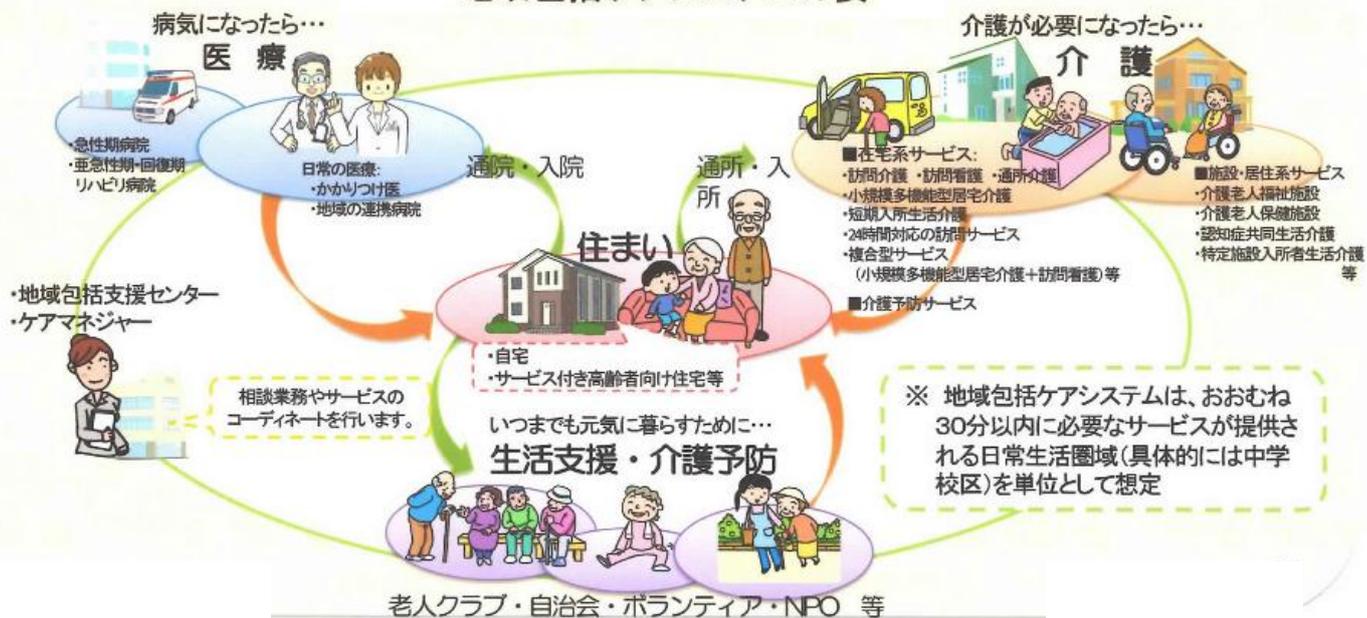
における支え合い活動の普及・拡大に取り組みます。

- 地域での支え合い活動を担う団体の設立や拠点づくりを契機とした、活動発展のための基盤・体制整備に取り組みます。
- 県社会福祉協議会と連携して、地域での支え合い活動の母体となる基礎組織（地区社協など）の設立の推進を支援します。また、既存団体の新たな活動の展開を支援します。
- 市町村などが行う、地域での支え合い人材を育成するボランティア講座などの住民が地域活動に参加できるきっかけづくりを支援し、地域住民による支え合い活動の普及・拡大を図ります。
- 住民ニーズの高い「見守り支援活動」と「助け合い（生活支援）活動」の普及を重点的に進めることで、効果的な施策の実現を目指します。
- 市町村及び地域団体から求められる人材育成、広域的・専門的支援に取り組むための仕組みづくりを進め、市町村やNPOと連携して、地域の絆づくりの取組を支援します。
- 農山村などの過疎地域においては、地域活性化の視点から、大学の有識者との連携のうえ、地域が抱える課題を専門的に分析するとともに、隣接集落の再編や連携の検討を図ります。
- 各市町村における日常的な要援護者の状況把握と、地域の見守り体制の構築を進めるとともに、災害時の要援護者の避難に係る市町村の計画の策定を進めます。
- 県や市町村が実施する各種防災研修、訓練などの機会をとらえ、有事の際の迅速な対応は平時からの取組が不可欠であるという意識啓発を、県社会福祉協議会と連携しながら実施します。
- 地域住民自らが、地域の課題に向き合い、その解決や改善に向けた提案や、活動が行えるような仕組みづくりのきっかけとして、各地域において福祉懇談会・座談会が開催されるよう進めます。
- 県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動について、事例報告会、研修会の開催や、各種情報・ノウハウの提供などを通して、速やかに県内への普及を進めます。
- 地域での支え合い活動の補完として、各市町村などと新聞配達員や郵便配達員など日ごろから地域住民と接する機会の多い事業者との協力体制を整え、生活の異変を早期に発見し、安否確認につながるネットワークの構築を進めます。
- 県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県社会福祉協議会など、医療・

福祉関係団体との連携のもと、地域住民自らによる専門的・効果的な健康づくり・介護予防活動の充実・活性化に向けた体制づくりに取り組みます。

- 要介護の方や認知症の方でも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活圏域（概ね 30 分以内に駆け付けられる圏域で、中学校区を基本とする）ごとに医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して、要介護者などに一体的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築を目指します。

地域包括ケアシステムの姿



平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省ホームページから引用）

(イ) 本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

1 経緯・現状

地域福祉の推進にあたり、社会福祉協議会の存在は欠かせません。

市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門員やボランティアコーディネータによる住民活動への支援とともに、生活福祉資金の貸付窓口、日常生活自立支援制度の推進など、住民に最も身近な地域福祉の推進母体・拠点としての役割を担っています。

県社会福祉協議会は、広域的な観点から、市町村社会福祉協議会を支援するとともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言など、県の地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。

県では、県社会福祉協議会に対して、運営費補助をはじめとする支援を行ってきました。

2 課題

管内に介護保険事業所が参入していない地域や、活動財源の確保などのため、介護保険事業などの制度サービスに重点を置かざるを得ない市町村社会福祉協議会もあります。

しかし、社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進を図ることにあり、「施設」から「地域」が重視されるなど、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会には、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けたコーディネート力を強化していくことが求められています。

とりわけ、県社会福祉協議会には、制度を先取りしたあるいは制度の隙間の課題を常に新たな課題としてとらえ、市町村社会福祉協議会と一体となって対策を図るシンクタンク機能が求められています。

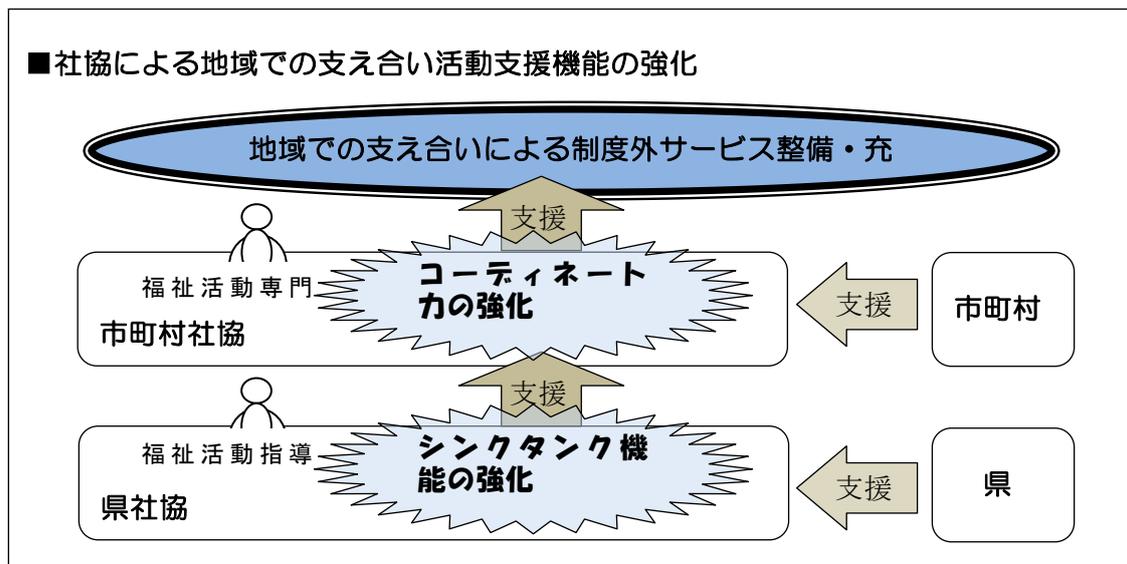
3 方針

県では、地域福祉推進の中核的な団体である県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取組を支援します。

- 市町村社会福祉協議会が抱える個々の課題に応じるために必要な研修会の開催や福祉活動指導員の派遣によるきめ細かいアドバイスなど、県

社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のコーディネート力の向上に向けた取組を支援します。

- 県社会福祉協議会における地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取組を支援します。



(ウ) 最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

1 経緯・現状

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっていただいています。

県内においては、平成 25 年 12 月現在、4,484 名（注）の方に委嘱されています。

（注）民生委員・児童委員数：3,976 人、主任児童委員：508 人

2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、児童虐待、孤立死、悪質商法・詐欺行為、防災・減災対策など多様化・複雑化する中、民生委員に期待される役割もまた、増大し複雑化してきています。

このため、民生委員の役割や負担感の増大などを理由として、民生委員のなり手が不足しているという状況にあります。

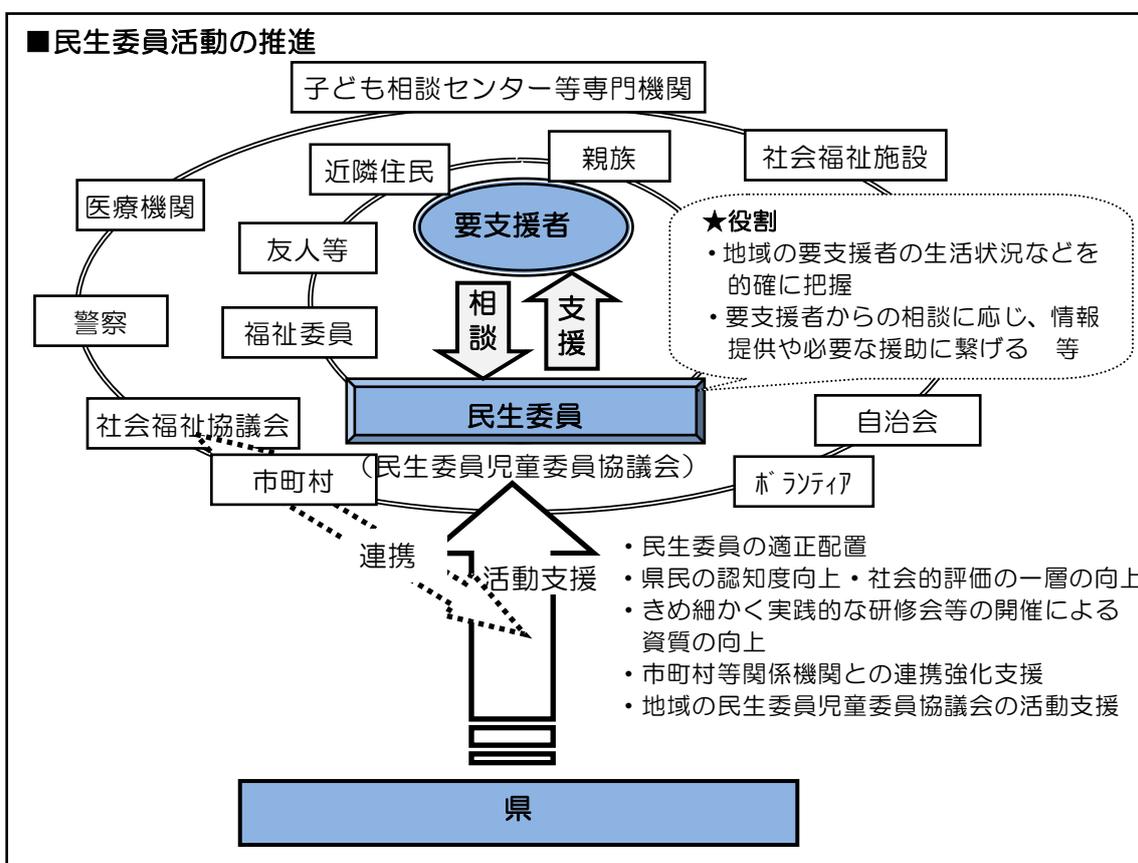
3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会などとの連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援などを通じ、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。また、民生委員以外の地域福祉の担い手の育成を通して民生委員一人ひとりの負担軽減を図ります。

- 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置とサポート体制の構築に取り組みます。
- 民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰などにより、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。
- 増大、多様化・複雑化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実

践的な研修会、研究会を開催します。

- 地域における団体組織のネットワーク形成促進のための福祉懇談会・座談会の開催を通じ、民生委員と、地域の関係機関・団体との連携・ネットワークの一層の強化を支援します。
- 個人情報に関する市町村との連携強化に向け、市町村や関係機関を交えた検討会、研修会の開催を支援します。
- 各地域での民生委員児童委員協議会の活動の活性化を支援します。



(2) 地域福祉を担う「人づくり」

① 支え合う「福祉」の意識の啓発

(ア) 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

1 経緯・現状

地域の福祉課題を住民自らの支え合いで解決していこうとする「地域での支え合い（共助）」の意識の高揚については、特に県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会において、その基本となる活動理念として取り組まれてきました。

県では、県社会福祉協議会への活動支援のほか、市町村地域福祉計画の実践支援、民生委員など地域での支え合い活動を担う方に対する表彰などを通して、その意識の高揚に努めています。

2 課題

互いに助け合う地域の連帯感は希薄化し、地域コミュニティが衰退しています。

しかしながら、介護保険などの制度の隙間にあるニーズへの柔軟な対応、DV、児童虐待などの家庭内の問題の発見など、地域での住民相互の支え合いでしか担えない役割があります。

3 方針

県では、「地域での支え合い」の意識がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社会福祉協議会、県共同募金会などとの連携のもと、県民への普及・啓発を図ります。

また、地域においては「すべての人が社会の構成員」であり、「互いに支え合うもの」という認識の普及を通じて、地域で孤立しがちな方に対するアプローチを行います。

- 各種広報やフォーラム、講演会などの様々な機会を捉えて、県民への普及啓発を図ります。
- 市町村による地域福祉計画の実践として、住民意識の高揚に資する取組を支援します。

- 県社会福祉協議会による、主に小学校区（連合自治会）単位での「地区福祉懇談会」の開催支援や「福祉のまちづくりフォーラム」開催、「ボランティアフェスティバル」開催などの取組を支援します。
- 企業で働く現役世代を対象に地域活動への参加を啓発する出前講座を実施します。
- 県や市町村が実施する各種防災研修、訓練の機会をとらえ、有事の際の迅速な対応は平時からの取組が不可欠であるという意識啓発を県社会福祉協議会と連携しながら実施します。
- 県共同募金会などとの連携のもと、各種広報啓発などにより、「寄付文化」の醸成を図ります。

(イ) 地域ぐるみによる福祉学習の推進

1 経緯・現状

支え合いの心、福祉の心を育てていくためには、子どもの頃から、福祉施設での体験学習や障がい者などとの交流活動、地域での支え合い活動参加などを通じた福祉学習が重要です。

学校教育における福祉への関心は高く、地域の福祉施設などを訪問し、実践的な体験活動が進められています。

2 課題

福祉への関心を高めるためには、福祉教育の視点から教育機関と福祉施設などとの連携による体験学習や施設訪問にとどまらず、自らの生活基盤である地域社会の中で、住民全体が参加できるような形での福祉学習の展開が必要です。

また、福祉現場における人材の確保については、緊急かつ中長期的にも大きな課題となっており、福祉の仕事への関心を高める観点からも福祉学習が必要となっています。

3 方針

県では、福祉分野への進学や就労の促進に資する福祉教育の充実とともに、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習推進に向けた取り組みを支援します。

- 社会福祉事業者に対するボランティア受入れ研修などに取り組む県ボランティアセンター（県社協）への支援により、地域における多様なボランティア体験の機会の充実を促進します。
- 高等学校などにおいて、福祉・介護施設、大学との連携のもと、個人の興味や習熟度に合わせた福祉教育を実施します。
- 小学生、中学生、高校生、大学生、高齢者や主婦などの一般の方を対象に、福祉や介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナーを実施し、福祉に対する知識の習得や理解の促進を図ります。

県社会福祉協議会の取組

- 小学生、中学生とその保護者の参加者を募り、福祉施設を訪問して、福祉現場を体感する福祉の職場体験を実施します。
- 車いすの試乗や高齢者の疑似体験ができるコーナーや介護ロボットの展示など、親子で楽しみながら福祉が学べる福祉体験フェスタを実施します。

② 地域での支え合い活動を担う人材の育成

(ア) 福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力の向上に向けた支援

1 経緯・現状

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、社会福祉協議会が地域福祉の推進母体としての役割を果たす際、その中心的な業務を担います。

県内においては、福祉活動指導員と福祉活動専門員によるコーディネートのもと、地域の地区（支部）社協や、住民主体による支え合い活動団体の組織化が進んできました。

市町村社会福祉協議会への福祉活動専門員の配置については、市町村が支援します。

県では、県社会福祉協議会に配置されている福祉活動指導員への人件費の助成や福祉活動指導員による福祉活動専門員のレベルアップに向けた各種研修会・研究会、情報交換会などの活動を支援しています。

2 課題

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、その経験やノウハウを生かし、地域ニーズを的確に踏まえた地域福祉の推進に取り組む必要があります。さらに、地域の医療・保健・福祉・介護機関などとのネットワークの構築や、複雑・多様化する地域課題を総合的に解決に導くための役割が求められます。

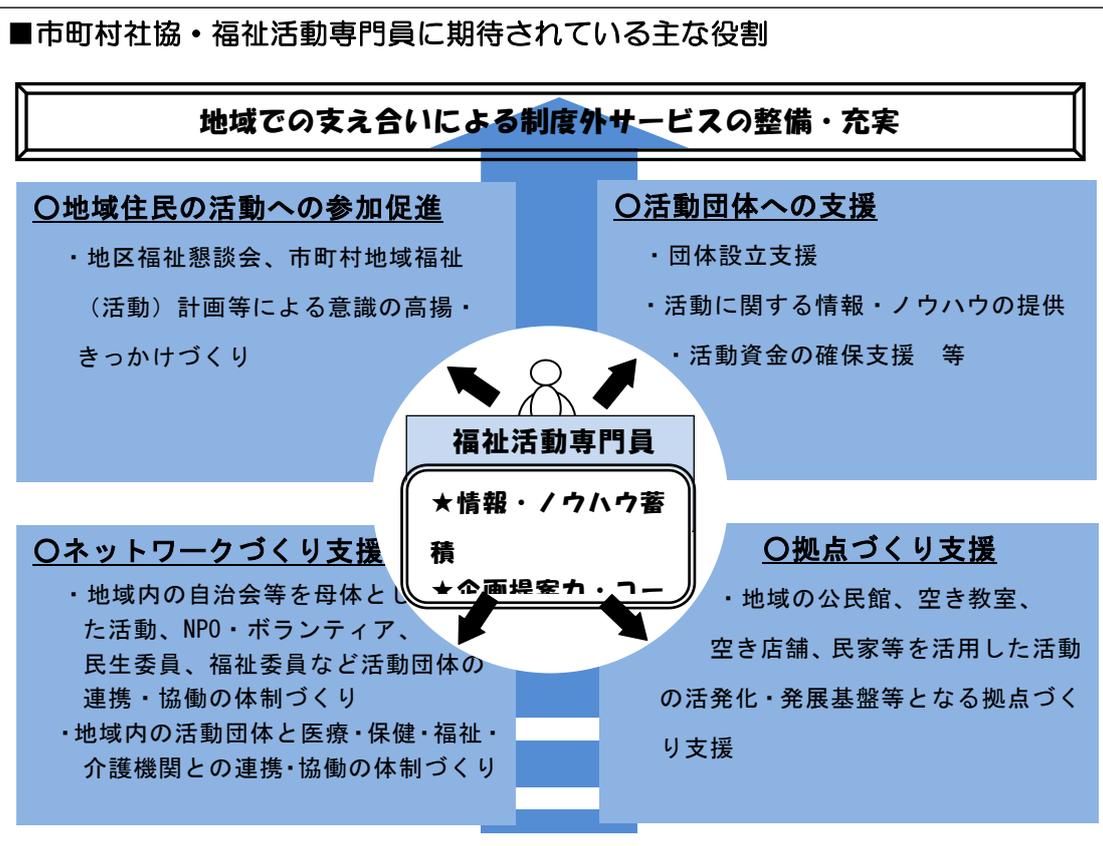
3 方針

県では、地域福祉に関するシンクタンク機能を担う福祉活動指導員の県社会福祉協議会への適正配置と、その活動への支援を通し、福祉活動専門員による地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上を促進します。

県社会福祉協議会の取組

- 福祉活動専門員のレベルアップや実践的な地域福祉の活動の推進に向け、必要な知識や技術の習得の機会として、さまざまな側面からの研修を総合的に実施します。

- 福祉活動専門員が地域の医療・保健・福祉・介護など、他職種との連携・協働の体制づくりを進めやすいよう、情報交換の場を提供します。
- 福祉活動専門員が効果的な地域福祉活動を推進できるよう、福祉活動指導員を派遣し、具体的な助言や支援を行います。



(イ) 県ボランティアセンターにおけるボランティア活動の支援

1 経緯・現状

県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会による人材育成などが行われています。

また、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターの運営と各種事業を支援しています。

また、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修及びボランティアリーダー研修の開催を支援しています。

■ ボランティアの人数とボランティアセンターへの登録団体数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアの人数	94,587	96,952	119,072	119,072	112,321
ボランティア団体数	2,139	2,214	2,269	2,269	2,491

※ 県ボランティアセンターまとめ

■ 各研修会開催実績（参加人数：人）

研修会	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアセンター実践検討会議 （ボランティアコーディネーターが参加）	34	35	33	35
ボランティアリーダー養成研修	157	64	84	63
災害ボランティアコーディネーター講座	67	2	2	—※

※ 災害ボランティアコーディネーター講座は平成24年度以降、災害ボランティアセンター立ち上げ支援訓練として実施されています。

2 課題

地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状があり

ます。マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められます。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められます。

3 方針

県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組を支援します。

- 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。

県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）の取組

- ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向けて、ホームページや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報を実施します。
- 地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成を行います。
- 市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修を実施します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化を図ります。
- 災害時に備え、市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修を実施します。
- 社会貢献活動を行う企業と、福祉施設やボランティア団体・NPOと各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会を提供します。
- 平成 26 年度開催の全国ボランティアフェスティバルをきっかけに、ボランティア活動への理解、参加の拡大、相互ネットワークの強化を進めます。

(ウ) 支え合い活動を担うリーダーの発掘・育成支援

1 経緯・現状

地域での支え合い活動には、自治会、地域団体、NPOなど、地域住民の参画が不可欠です。住民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、世代を超えた地域の絆をはぐくむ地域コミュニティの構築に向け、そのリーダーや担い手となりうるきっかけづくりに取り組んでいます。

2 課題

活動のリーダーや担い手となる人材は、民生委員、福祉委員やその経験者などに加えて、現役世代や団塊の世代の方々など福祉に限らず、他の様々な活動の中に見いだしていくことが必要です。中でも、退職後に地域での支え合い活動の場で、これまで培ってきた専門的な技術や知識を引き続き活かしながら活躍していただくため、企業との連携も重要となっています。

また、社会貢献意欲のあるの方々に対し、必要なノウハウを身につけていただく研修会の充実とともに、研修終了後、円滑に地域での活動に繋げるまでの支援の充実も求められています。

3 方針

県では、身近な地域課題の解決や地域の絆づくりに向けた住民活動の拠点づくりを支援するとともに、適切な情報提供ときめ細かい相談対応、地域の課題解決を支援する事業、地域の担い手を育成する事業などを実施し、地域の絆づくりを総合的に進めます。

- 次世代リーダーとして地域での活躍が期待される女性や若者、企業などで働く現役世代などを対象にした、研修会や出前講座を実施します。
- 市町村や地域団体を対象に、県内の事例を用いたケーススタディ、地域間のネットワーク構築に資する実践的な研修会を開催します。
- 地域での支え合い団体を対象に、県内の活動の視察を行うなど、先進的事例を学べる機会を提供します。
- 各地域の課題に応じた専門家やコーディネーターを派遣し、地域の課題解決の支援を図ります。
- 地域での支え合い活動を担う人材の育成のためのボランティア講座普及を通じ、住民が地域に参加できるきっかけづくりを支援します。
- 異なる地域のリーダー同士が連携・情報交換できる場の提供を推進し、リーダーの地域福祉の推進力の向上を目指します。

③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

(ア) 福祉人材の安定した確保支援

1 経緯・現状

県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、県社会福祉協議会内にその中核組織となる「岐阜県福祉人材総合対策センター」を設置しました。

同センターでは社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んでいます。

■ 求人件数等実績

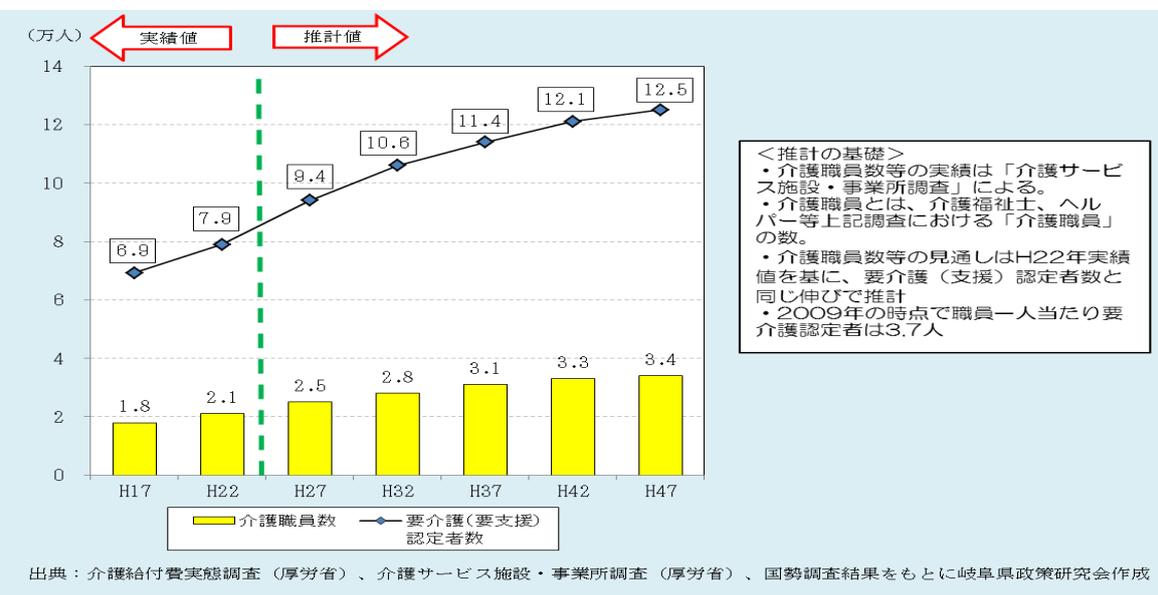
	H20	H21	H22	H23	H24
新規求人数	1,936	1,089	1,525	2,179	2,544
新規求職者数	479	489	726	666	902
採用報告数	52	8	107	254	260
講習・研修参加者人数	2,088	2,508	3,265	2,907	3,481
就職説明会参加者人数	530	391	572	481	430

※県福祉人材総合対策センターまとめ

2 課題

福祉に求められるニーズの多様化とともに、質の高い福祉人材を安定的に確保することが求められています。さらに、介護を要する高齢者の数が平成25年の約8万6千人から平成47年には約1.5倍の約12万5千人に及ぶと推計され、中長期的な視点からも、福祉分野の中でも特に介護人材の確保が大きな課題となっています。

■ 県内で必要となる介護職員数の見通し



このため、岐阜県福祉人材総合対策センターにおいても、県内関係機関との幅広い連携のもと、人材確保支援に向けた機能を一層充実することが緊急の課題となっています。

3 方針

県では、岐阜県福祉人材総合対策センターを中心に、（A）新たな介護人材の発掘、（B）介護人材の定着支援の2本柱で介護人材の確保に取り組みます。

（A）新たな介護人材の発掘

- 無料職業紹介事業
福祉の仕事に就きたい方や関心のある方に対し、求人情報の提供や就職の斡旋を行うとともに、福祉分野の就業に関する各種相談に応じます。
- 福祉・介護人材マッチング支援事業
就職希望者の円滑な就労と定着を支援するため、キャリア支援専門員を配置し、県内のハローワークにおいて個別相談事業を行うとともに、事業所訪問を実施し求人状況の把握に努めます。
- 福祉の仕事就職フェアの開催
福祉の仕事に就きたい方や関心のある方の就職活動を支援するため、ハローワークやナースセンターなどの関係機関と連携し、就職合同説明会を開催します。
- 福祉の仕事就職セミナーの開催
福祉分野への就職希望者や福祉の仕事に関心のある方を対象に、就職に向けたセミナーを開催することにより就労支援を行います。
- 福祉人材養成校出張登録・相談会の開催
福祉人材養成校に出向き、求職登録や福祉の仕事・資格などに関する相談に応じ、就職活動の支援に努めます。
- 「求人情報ダイジェスト」の作成・発行
「福祉のお仕事（無料職業紹介システム）」の求人情報を集約し、求職登録者に送付するとともに、ハローワークなどを通じ、求職者に情報提供します。
- 「福祉の仕事・資格・学校ガイドブック」の発行
福祉の仕事への進学や就職を支援するための資料として、福祉の仕事内容・職種・資格などに関するガイドブックを作成し、求職者や養成校など関係機関に配布します。

- ・ 福祉の仕事高等学校訪問説明会の開催
 県内の高等学校を訪問し、福祉分野の仕事を希望する高校生や進路指導教諭を対象に、福祉の仕事の内容や資格取得方法についての説明会を開催します。
- ・ 福祉人材の確保・育成セミナーの開催
 福祉・介護事業所の運営管理者などを対象に、効果的な人材採用のあり方や職員定着の取組に関するセミナーを開催します。
- ・ 施設・事業所求人担当者研修会の開催
 福祉施設や事業所の求人担当者を対象に、求人のPR方法や職員採用の具体的な手法や実務、職場研修の進め方などについて学ぶための研修会を開催します。
- ・ 介護福祉士修学資金貸付事業
 岐阜県内の介護福祉士養成校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金及び入学・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、介護人材の県内定着を図ります。
- ・ イメージアップ事業
 「介護の日（11月11日）」を中心に、啓発活動や新聞を活用した広報を行うことで、介護の仕事の大切さを伝え、介護についての理解・認識を深めるなど介護のイメージアップを図ります。
- ・ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 経済連携協定（インドネシア・フィリピン）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労・研修を支援するため、候補者受入施設が行う日本語学習及び介護分野の専門学習に対し支援します。
- ・ 福祉・介護人材参入促進事業
 小・中・高・大学生や高齢者など地域住民を対象に、年齢に応じた進路・就業相談や福祉・介護体験、セミナー、職場体験、バスツアーなどを通じ、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝え、福祉分野への就労を促進します。
- ・ 潜在的有資格者等再就業促進事業
 介護福祉士やヘルパーなどの介護の資格を有していながら介護の分野に就業していない潜在的有資格者や他分野からの離職者などを対象に研修や職場体験を実施し、再就業を促進します。
- ・ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
 県内介護事業所などにおいて、失業者を雇用し、介護職員初任者研修修了資格を取得できるよう養成機関に通学させながら、介護施設において

介護補助業務に従事させ、雇用を支援します。

- 在宅介護人材の育成支援事業

県内介護施設などにおいて、失業者を雇用し、作業療法士などの養成でリハビリの基礎知識を学ばせながら、事業の終了後に介護施設においてリハビリの補助業務などに従事させ、雇用を支援します。

(B) 介護人材の定着支援

- 介護職員スキルアップ講習会の開催

介護サービス事業所で従事する介護職員を対象に、日頃の介護技術の確認や更なる技術向上のため、福祉施策の動向や介護実技に関する講習会を開催します。

- 介護職員定着支援事業

介護職員の産休育休取得に取り組む介護施設に対して代替職員の雇用を支援することで人材不足の緩和、休暇の取りやすい職場環境の整備を図ります。

- 介護職員資質向上支援事業

定められた研修において、受講を希望する職員の研修受講までのコーディネートを行い、介護職員の資質向上を支援します。

- 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

福祉・介護施設及び事業所の職員のスキルアップを促進するために、職員の就労年数や職域階層などに応じた知識や技術などを修得するための研修を実施します。

- 介護知識・技術等普及促進事業

介護に係る専門職を対象とし、専門性の高い介護技術や福祉用具関連の研修を開催し、高齢者や介護者を支える専門職の資質向上を図ります。

- サポートダイヤル事業

専門の相談員を1名配置、福祉人材に関する総合相談窓口として、介護職員など従業者が抱える悩みや不満への対応や、事業所からの労務管理改善などに向けた相談に対応します。

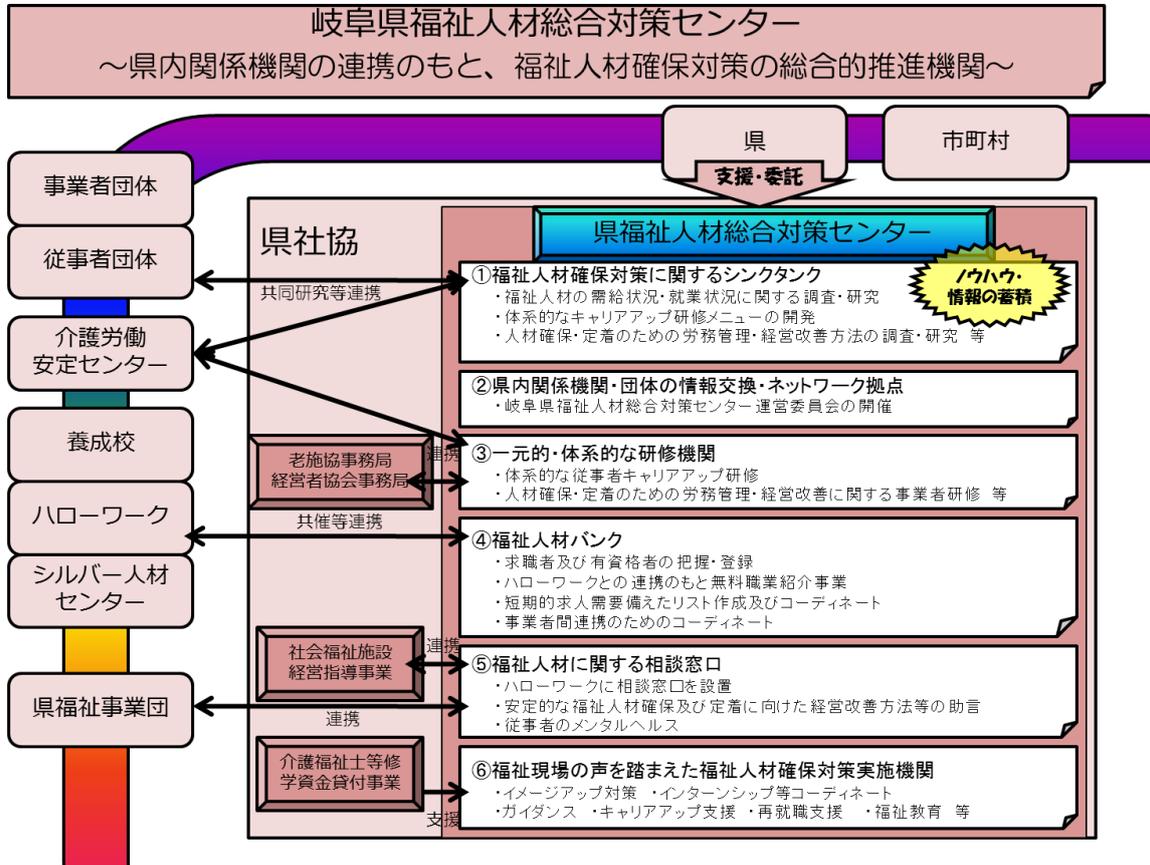
- たん吸引等研修事業

平成24年4月1日から施行された介護職員などによるたん吸引等の制度化により、介護職員などが適切に喀痰吸引などを実施するため必要な研修の講師及び指導者の養成を図ります。

- 介護職員ステップアップ事業

介護職員を対象に、やりがい・スキル向上に向けた交流会を開催し、

介護に対するやりがいを高め、本県全体の介護技術の向上、次世代従事者の育成を図ります。



(イ) 民生委員の活動強化に向けた各種研修会の開催

1 経緯・現状

県では、民生委員法第18条に基づき、民生委員に対する研修を実施し、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動の充実を図ってきました。

岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との連携のもと、3年ごとに改選される民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修などを企画・実施し、適切な相談や援助活動を行うために必要な知識と技術の習得を支援してきたところです。

■ 研修会開催実績

(単位：人)

研修名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
単位民児協会長研修会	274	271	264	237	274
単位民児協幹部研修会	335	349	334	265	364
県民生児童委員研修会(5会場)	1,474	1,501	1,683	1,462	1,591
中堅民生児童委員研修会(5会場)	1,363	1,314	1,090	953	1,377
主任児童委員研修会	460	442	422	370	460
計	3,906	3,877	3,793	3,287	4,066

※ 県民生委員児童委員協議会まとめ

2 課題

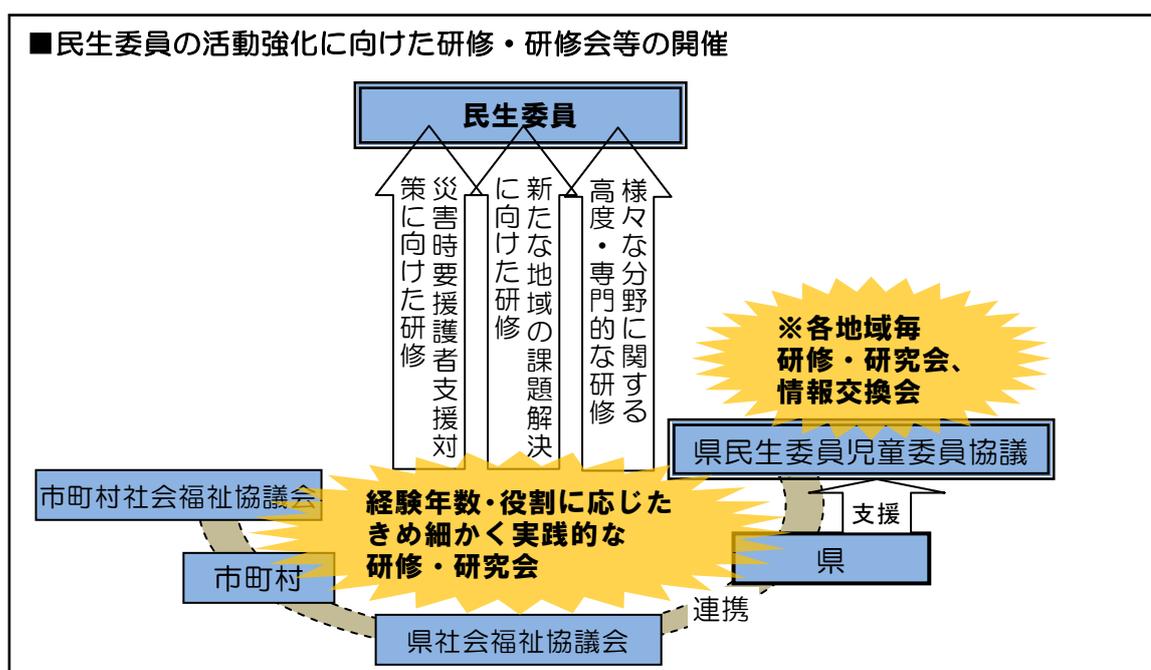
地域の福祉課題が増大するとともに、多様化・複雑化する中、民生委員にとっても、知識と技能向上のための研修が一層重要となっています。

さらには、各々異なる地域の実情に応じたノウハウと情報の習得と蓄積のため、市町村、市町村社会福祉協議会などとの連携のもと、地域ごとの研修会、研究会、情報交換会などの取組も、一層必要となっています。

3 方針

県では、岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生委員児童委員協議会による研修活動などの活発化への支援など、地域福祉活動の中心となる民生委員の資質向上を図ります。

- 複雑化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談や援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。
- 研修会・研究会では、医療・保健・福祉・介護分野における施策動向の情報提供や医療・保健に関する専門的な知識の習得を目的として行うなど、内容の充実を図ります。
- 悪質商法の被害防止、振り込め詐欺防止、老老介護や孤独死と孤立死への対応、自殺予防、生活困窮者対策、増加する外国人問題など新たな課題の解決に向けた研修を行います。
- 各地域の民生委員児童委員協議会による、研修会・研究会、情報交換会の活発な開催と、その内容の充実を支援します。



(ウ) 子育てマスターの養成

1 経緯・現状

県では、身近な場所での子育て支援の取組を充実させるため、「子育てマスター」を認定しています。保育士などの資格をお持ちの方や各種子育て講座を修了した方など、ある一定の要件を満たした方を「子育てマスター」と認定し、子育てに関する相談やアドバイス、一時預かりなど地域の子育て支援活動に取り組んでいただいています。

平成 25 年 3 月末現在、1,204 人の子育てマスターが活躍しています。

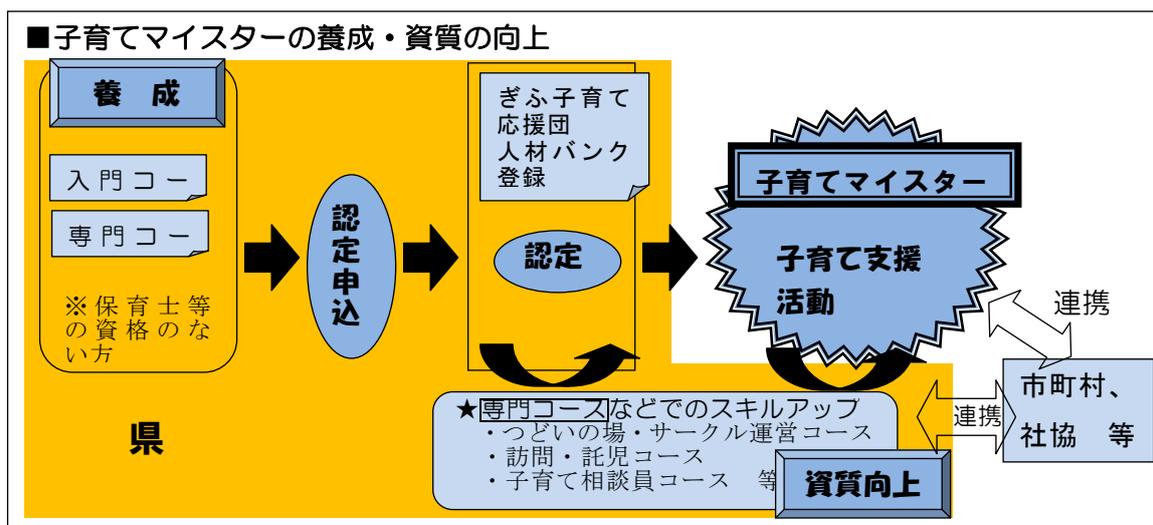
2 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化にともない、かつてのような地域での育児に関する相談や世代間支援による問題解決が難しく、育児に対して不安を持つ家庭が増加しています。

育児に対する不安は、さらなる少子化の進展に繋がるとともに、不安を持つ家庭の孤立は、児童虐待を招く原因ともなります。

3 方針

県では、子育てを地域で支える体制の整備に向け、市町村などとの連携のもと、子育てマスター制度の認知度の向上や、活動内容に合わせた養成講座などによる人材育成と資質の向上などにより、子育てを地域で支える人材の確保と養成を図ります。



(3) 地域福祉サービスの「基盤づくり」

① 福祉サービスの質の向上支援

(ア) 社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進

1 経緯・現状

社会福祉事業者は、福祉サービスの質の向上に向け、第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を受審することが努力義務とされています。

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護）を提供する介護保険事業者については、外部評価の受審が義務づけられています。

県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の受審（概ね3年ごと）を促進するため、「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発などに取り組んでいます。

■ 第三者評価（外部評価）の受審事業者数の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地域密着型サービス事業者 （毎年受審が義務）	222	223	254	278	300
上記以外の事業者	4	10	10	15	17

※ 県まとめ

2 課題

利用者の立場からの質の高いサービス提供が望まれる中、積極的に第三者評価に取り組み、県内全体の福祉サービスの質を高めていく必要があります。

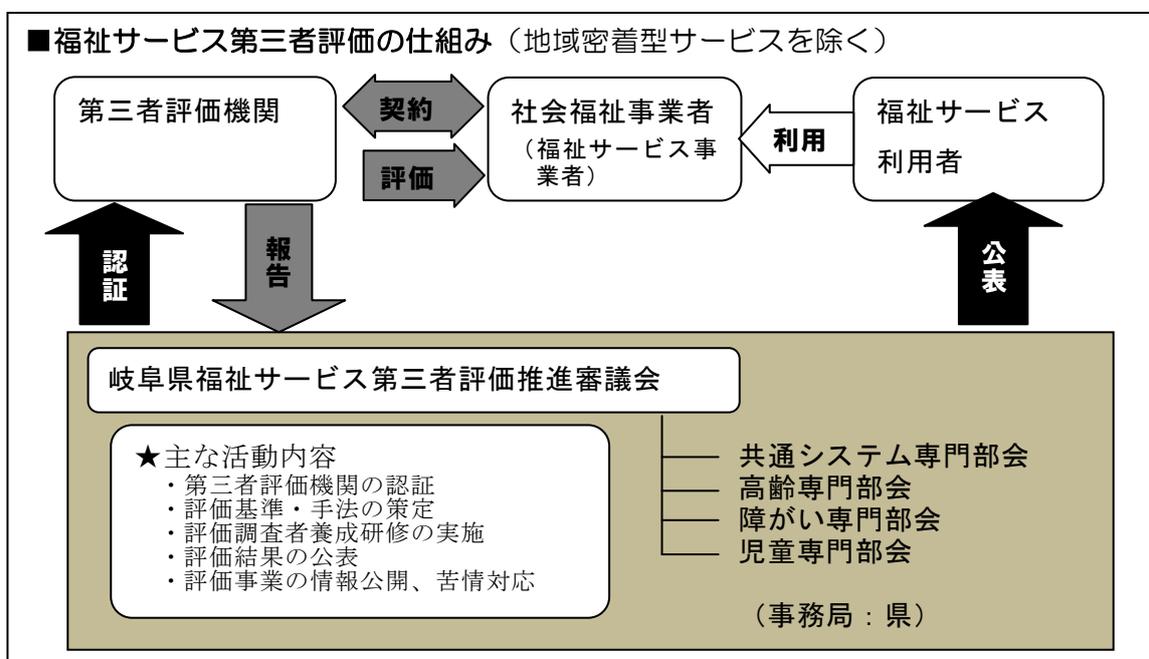
しかし、利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や評価調査者自体の知識・技能の向上なども課題とされ、地域密着型サー

ビス事業者以外では、平成 17 年度の事業開始から平成 25 年 3 月末現在で、68事業者の受審（受審率 6.1%）にとどまっています。

3 方針

県では、県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会などとの連携のもと、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上など、次により、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

- 事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報を行い、第三者評価に積極的に取り組んだ事業者が利用者から高い評価が得られる気運を醸成します。
- 事業者による一層のサービス改善に繋がる評価手法や、利用者による事業者選択に繋がる評価結果の公開方法などに関して、事業者、利用者、評価機関など現場の声をもとに、適宜、制度を見直します。
- 研修体制の一層の充実により、評価機関と評価調査者の技能と質の向上を図ります。



(イ) 社会福祉法人等の事業経営への支援

1 経緯・現状

県では、各個別法に基づき、介護保険など主に社会福祉制度の適正な運用の確保に向け、社会福祉事業者に対する監査（以下「施設監査」という。）を実施しています。また、社会福祉法人の認可を受けた事業者に対しては、施設監査に加えて、社会福祉法第 56 条と国要綱*などに基づく法人監査（市を除く）を実施しています。

法人監査は、社会福祉を使命とする社会福祉法人による適正な法人運営と円滑な事業経営の確保を指導・促進するために実施するものです。

*平成 13 年 7 月 23 日付け「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」

■ 法人監査の実施件数

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
社会福祉法人数	241	241	247	247	246
法人監査実施件数	191	148	174	167	163

※ 県まとめ

2 課題

社会福祉法第 3 条に定める福祉サービスの基本的理念が示すように、社会福祉事業者は、利用者の立場からの良質かつ適切な福祉サービスの提供に取り組む必要があります。同時に、中長期的な視野からの安定した経営が求められます。

3 方針

県では、施設監査により、違法事例や不正受給などに対する厳正な処分はもとより、事業者による介護保険制度、障害者自立支援制度など各社会福祉制度の適正な実施に向けて指導と支援体制を強化します。

また、福祉サービスが利用者一人ひとりのニーズに即した適切なものであるとともに、将来的にも安定して提供される体制づくりに向け、社会福祉法人に対する指導と支援体制を強化します。

特に、安定した経営基盤の確立に向けた経営分析手法の調査・研究など社会福祉法人運営に関するシンクタンク機能を充実します。

② 専門相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

(ア) 子ども相談センターなど専門相談機関の機能強化

(イ) 県障がい者総合相談センター（平成27年度に整備予定）
設置に伴う身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、
精神保健福祉センター、発達障がい支援センターのぞみ相互
の連携による機能拡充

(ウ) 福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談
対応ネットワークの整備

1 経緯・現状

さまざまな相談に応じるため、市町村において、福祉所管課・市福祉事務所、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所及び指定相談支援事業所をはじめとする各種相談体制が整備されてきています。

また、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、福祉委員（市町村社会福祉協議会会長などが委嘱）、身体障害者相談員（市町村委嘱）、知的障害者相談員（市町村委嘱）などが、地域住民の身近な相談者として、各地域において活躍いただいています。

県では、専門的、広域的な相談に対応するため、「岐阜県障害者就業・生活支援センター（平成21年以降5カ所設置）」、「岐阜県子ども相談センター（昭和23年以降5カ所設置）」、「ぎふ子育て応援ステーション（平成18年設置）」、「岐阜県女性相談センター（昭和32年設置）」などの相談機関を設置しています。

また、相談が適切な福祉サービスの利用へと迅速に結びつけられるよう関係機関のネットワークを強化するため、関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の設置に取り組みできました。

平成27年度に設置する県障がい者総合相談センターに、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障がい支

援センターのぞみを集約し、互いに連携しながら専門的な支援を提供するとともに、市町村をはじめとする地域の支援機関の支援者の育成にも取り組むことで、身近な地域における支援体制の充実を構築していきます。

さらに、県内関係機関のネットワークの要として平成 17 年に「岐阜県福祉総合相談センター」を県福祉事業団内に設置し、医療・保健・福祉・介護のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる体制の整備に努めています。

■ 相談件数

(単位：件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
福祉総合相談センター	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704
身体障害者更生相談所	3,205	3,462	3,529	3,794	3,872
知的障害者更生相談所	1,311	1,260	1,280	1,389	1,416
障害者就業・生活支援センター	25,429	22,998	20,278	27,892	24,914
発達障がい支援センターのぞみ	1,957	2,323	2,267	2,363	2,272
精神保健福祉センター (こころのダイヤル 119 番)	3,351	3,107	2,809	2,976	3,108
子ども相談センター	5,382	5,526	5,835	6,047	5,921
女性相談センター	2,346	2,314	2,863	3,501	3,640
計	52,153	48,406	47,241	49,936	46,847

※ 県まとめ

■ 県福祉総合相談センターにおける相談件数 (単位：件)

	20 年度	21 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高齢者関係	396	302	198	145	162
障がい者関係	787	465	1,000	1,219	1,404
児童関係	5	10	10	1	1
女性関係	225	66	219	210	19
その他	292	354	595	399	118
計	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704

※ 県福祉総合相談センターまとめ

2 課題

地域における福祉課題が増大、複雑化し、その解決が一層困難になってきています。特に、児童虐待などにみられるように、問題の発見が難しくなっている事例への対応や、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法施行に基づき福祉事務所設置自治体を実施する、生活困窮者自立相談支援事業との連携を行っていく必要があります。このため、市町村における身近な相談体制を支援するため、広域的で専門的な役割を担う県の相談機関においても、一層の機能強化が求められています。

また、単一の福祉サービスでは充足されない事例に対しては、関係機関の一層のネットワークの強化が必要です。

なお、既存の公的サービスでは対応できない事例に対しては、地域での支え合い活動団体による課題の発見と、それら団体との一層の連携強化が重要です。

このためにも、日々の生活の中での住民相互の見守り活動の整備と活発化が不可欠です。

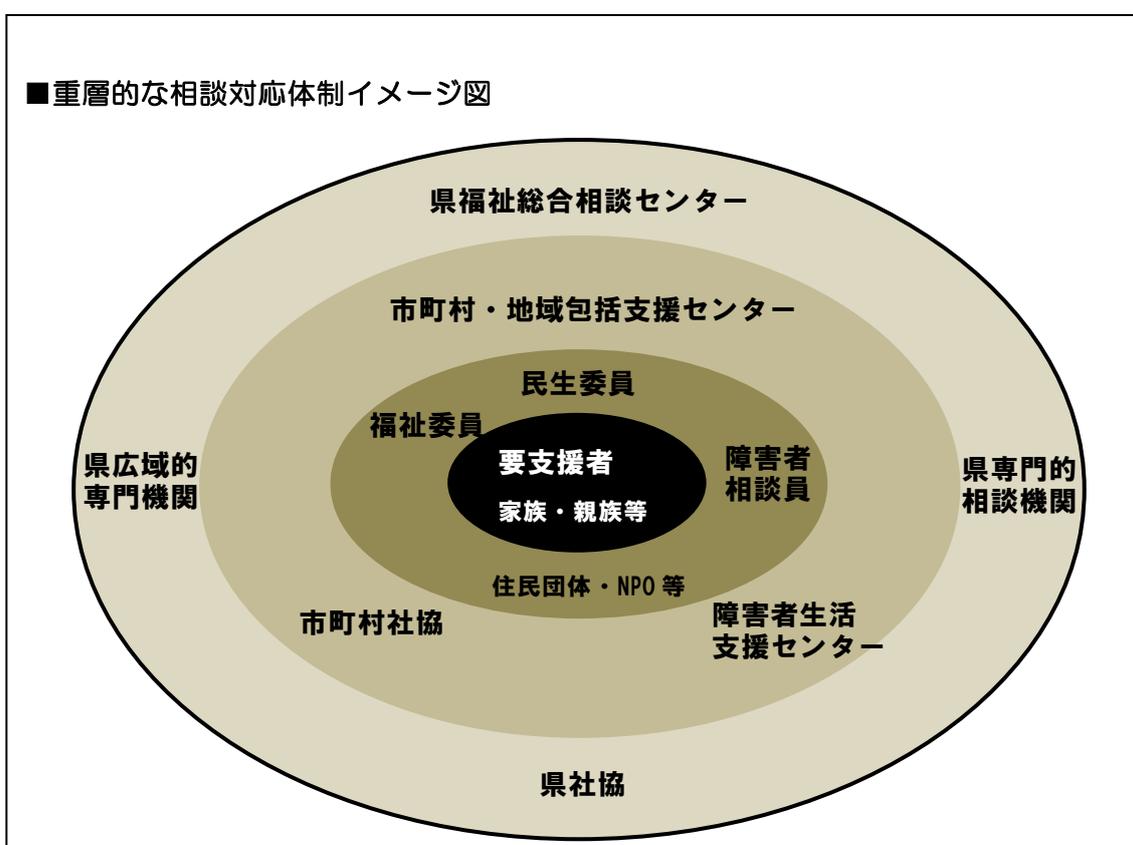
3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業者をはじめとする県内関係機関・団体との連携のもと、市町村における身近な相談体制の後方支援として、専門的相談対応機関における機能強化や、総合広域ネットワークの要として岐阜県福祉総合相談センターの機能強化など、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる相談対応体制の構築を図ります。

- 県の各種相談機関においては、医学、心理学、教育学をはじめ専門的機能の一層の充実を図ります。
- 障がい者の就労に関する相談支援など広域的な観点から取り組むべき事業を、市町村をはじめ関係機関との一層の連携のもと推進します。
- 相談職員の資質向上のための研修会の開催などにより、市町村や市町村社会福祉協議会による、相談業務に関する情報とノウハウの蓄積を支援します。
- 関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の活動を強化し、関係機関・団体の連携・ネットワーク体制を構築します。

- DVや児童、障がい者、高齢者への虐待など顕在化しにくい事例を早期発見や、法制化に伴いこれまで以上に生活困窮者の自立を支援していくため、民生委員による活動の活発化に加えて、各地域での支え合いによる見守りネットワーク活動の整備と活発化を支援します。
- 岐阜県福祉総合相談センターが福祉における相談窓口の最後の砦（セーフティネット）としての機能を発揮できるよう、各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

■重層的な相談対応体制イメージ図



③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

(ア) 判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援

1 経緯・現状

認知症高齢者などの判断能力が十分ではない方の財産や権利を保護する仕組みとして、福祉サービスの契約など利用手続にあたっての支援や、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業があります。この事業は県社会福祉協議会で取り組まれています。（一部の業務を各市町村社会福祉協議会へ委託）

県では、制度の円滑な定着と実施に向け、県社会福祉協議会による、市町村社会福祉協議会の専門員の配置など実施体制の強化や、専門員と地域の生活支援員に対する研修会の開催などの取組に対し支援を行うとともに、事業の普及に努めています。

■利用者別利用（契約）件数

（単位：件）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認知症高齢者	74	87	67	85	96
知的障がい者	12	25	23	18	20
精神障がい者	14	17	14	18	35
その他	7	17	9	15	13
計（新規契約件数）	107	146	113	136	164
（契約終了件数）	(71)	(78)	(96)	(112)	(113)
年度末契約件数	355	423	440	464	515

※ 県社会福祉協議会まとめ

2 課題

日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にありますが、ひとり暮らしの認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。

このため事業の周知とともに、市町村、市町村地域包括支援センター、民生委員など地域の関係機関との一層の連携のもと、利用が必要な方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要です。

3 方針

県では、住み慣れた地域で自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、日常生活自立支援事業への取組を支援します。

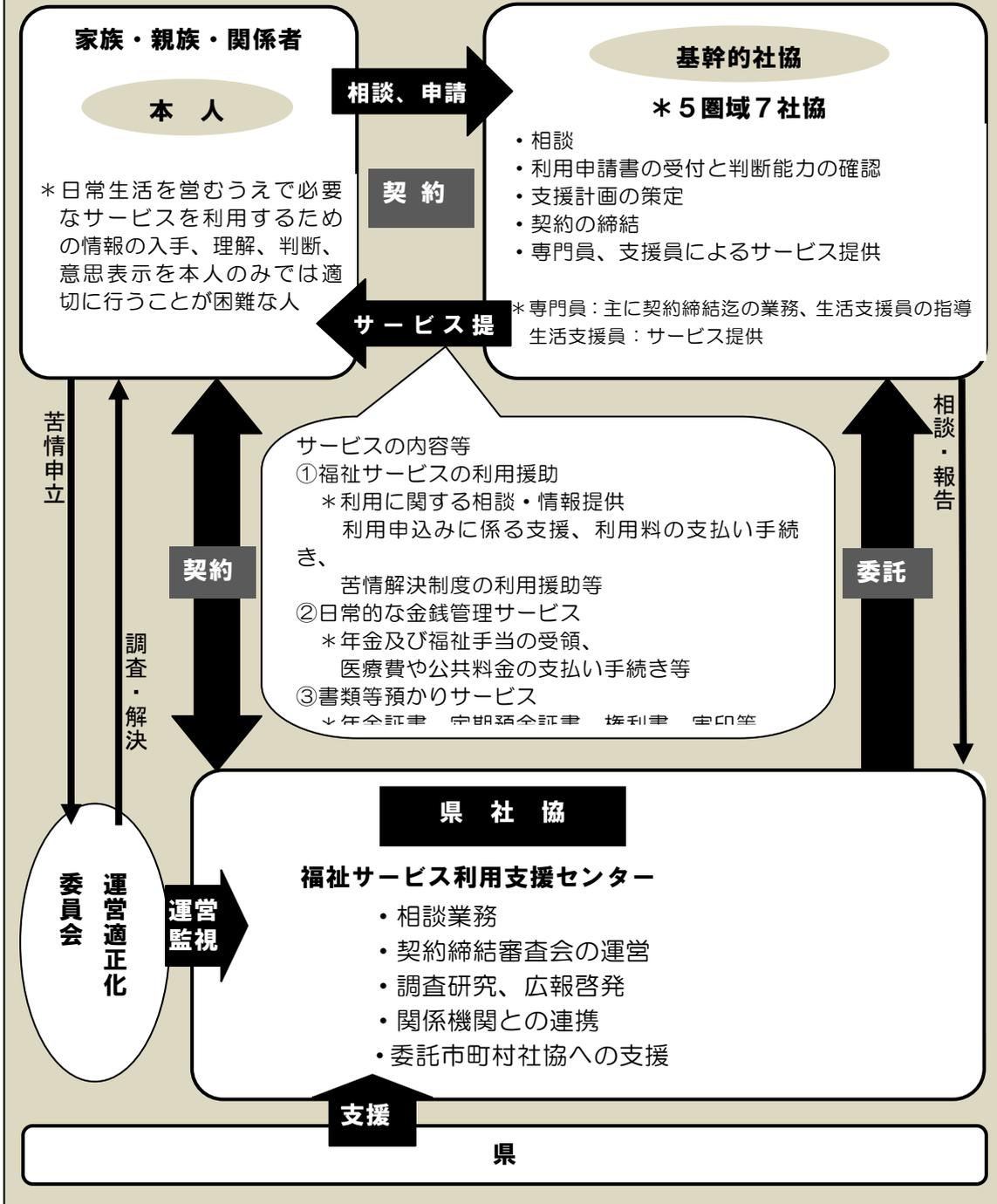
また、事業の積極的な取組に向けて、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との間で議論を深めていきます。

- 広報啓発により日常生活自立支援事業の一層の認知度向上を図ります。
特に、市町村地域包括支援センターや民生委員など関係機関に対する事業の周知により、支援を必要とする方の利用に繋がります。
また、周知にあたっては、成年後見制度と併せて、連携を取りながら行います。

県社会福祉協議会による取組

- 市町村地域包括支援センター、民生委員をはじめ地域の福祉、医療、金融機関など関係機関との連携のもと、利用が必要な方を掘り起こすための相談対応体制やネットワーク体制を強化します。
- 市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と日常生活を支える生活支援員の確保や資質向上のための研修会を充実します。
- 県社会福祉協議会に第三者機関として設置した運営適正化委員会による、実際に現場で利用者の金銭を管理する市町村社会福祉協議会に対する監視と監査体制を強化します。
- 判断能力が著しく低下し、日常生活自立支援事業では対応できない場合に、成年後見制度へ円滑に繋げるため、法テラス（日本司法支援センター）など関係機関との連携強化を図ります。

■日常生活自立支援事業の概要



(イ) 福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

1 経緯・現状

利用者からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法第 82 条において社会福祉事業の経営者に対して適切な苦情解決への努力義務が規定されています。

また、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されており、事業者限りでは解決できない苦情に対する相談に応じるなどの支援を行うとともに、施設への個別指導や、苦情解決責任者と第三者委員を対象に、その役割や対応技術の向上、実践事例などを内容とした研修会を開催しています。

県では、施設監査や施設長研修会など、様々な機会を捉えて国指針に添った苦情解決の仕組みづくりを社会福祉事業者に対して指導することや、岐阜県運営適正化委員会の運営に対する支援により、福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決体制の整備に取り組んでいます。

■ 県運営適正化委員会・苦情受付件数等

(単位：件)

		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
相談件数		75	70	49	52	69
	うち苦情受付	35	33	18	24	44
解決の結果	相談援助	26	29	17	21	39
	紹介伝達	6	2	1	1	2
	その他	3	2	0	2	3

※ 県運営適正化委員会まとめ

2 課題

県内の約 90%を超える事業者において苦情受付担当者と解決責任者が配置されている一方で、第三者委員を設置している事業者は 75%程度であり、事業者による円滑かつ適正な苦情解決のため体制整備が必要です。

また、事業者との話し合いで解決ができない苦情や直接事業者には言えない苦情の受け皿として、岐阜県運営適正化委員会の一層の認知度向上が期待されています。

3 方針

利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。

県では、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

